

令和8年度 共通仕様書(土木工事編)の改定について

福島県土木部技術管理課
令和8年10月

【共通仕様書とは】

- 土木工事共通仕様書とは、契約書と設計図書の内容について、
 - ・統一的な解釈と運用を図るとともに、
 - ・その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的としたもの。
- 発出された通達、改定された技術基準等に対応するため、近年は毎年改定を実施。
- 施工管理基準(出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準)も併せて改定。

【令和8年度 土木工事共通仕様書の主な改定内容】

1. 地方整備局等からの意見や現場実態などを踏まえた改定
 - ・監理技術者等の設置に係る運用を規定
 - ・地方整備局等からの意見などを踏まえた記載内容の適正化
2. 共通仕様書に引用されている技術基準等・JISとの整合
 - ・現行の舗装工事の品質管理手法に加えて現場の省力化が図れる新たな手法を規定
 - ・令和7年度改定の道路橋示方書・同解説、道路土工構造物技術基準などとの記載内容の整合

①土木工事共通仕様書

■監理技術者等の設置に係る運用を規定

- ・監理技術者等の設置に係る運用である「監理技術者制度運用マニュアル」を遵守することを新たに記載

＜新条文＞

主任技術者及び監理技術者

1. 主任技術者及び監理技術者の設置

当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は建設業法第26条に規定した事項である。

2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用

受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

②舗装工事における品質管理基準及び規格値の改定

- ・ICT技術の発達により、現場の省力化が図れる技術について、現場実証を踏まえ、新たな手法として、管理要領(案)を策定するとともに、「土木工事施工管理基準(案)」の品質管理基準及び規格値(案)に追加
- ・新たに「地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領(案)」「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)」を追加

【プルーフローリング(下層路盤)】

現在の品質管理



- ・トラックやローラー等の加重車を走らせ、たわみや変形、不良箇所がないかを複数人で目視確認し記録。
- ・変状箇所はベンケルマンビームによる詳細計測を実施。

新たな品質管理手法

【システム構成例】



- ・車両に取り付けた測定装置により地盤の変形量をリアルタイムで計測し、帳票に自動記録することで、作業が効率化
- ・5名程度で実施していた作業が、オペレータとシステム管理者の2名で可能

【初転圧前の温度(アスファルト舗装)】

現在の品質管理



- ・初転圧前に接触式温度計による計測を行い帳票に記録

新たな品質管理手法



【車両等に取り付けた表面温度測定装置で計測】

【表面温度のヒートマップ例】

- ・車両に取り付けたGNSSと温度計により、舗装の表面温度を施工と同時に計測し、帳票に自動記録することで、作業の効率化・安全性が向上

③品質管理基準及び規格値

・現行の舗装工事の品質管理手法に加えて現場の省力化が図れる新たな手法を規定

現行（令和7年度版）									改訂（案）								
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧【4】-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする		10 下層路盤	施工	必須		舗装調査・試験法便覧【4】-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする	
									10 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング（※）※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を継続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		14 アスファルト舗装	舗設現場	必須		温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
									14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	または、表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を継続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	

④写真管理基準

■撮影箇所一覧表の区分に関する記載内容の適正化

⇒工事工種体系の名称と整合させ、記載の表現を変更

現行（令和7年度版）					改定（案）	
区分		写真管理項目		摘要	区分	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		補償関係外	補償関係
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕			環境対策 現場環境改善費関係等

⑤様式の変更【重要】

- ・電子契約において、契約日が電子署名日(システム上のタイムスタンプ日)となったことにより、契約日より契約工期の始期が前となっている工事があったため、着工届の契約日の記載を削除

→ 受注者から提出される各種様式について記載内容を確認！！

改正内容	新(改正後)	旧(現行)
第28号様式 着工届 ※電子契約導入により、契約日が着工日より後になる不具合を解消する改正。	新(改正後) ＜第28号様式＞ 年 月 日 契約権者 様 住所 受注者 氏名 二 印 着 工 届 _____ 下記工事は 年 月 日に着工したの で届けます。 記 1. <u>工事番号・名称</u> 2. 工 事 場 所	旧(現行) ＜第28号様式＞ 年 月 日 契約権者 様 住所 受注者 氏名 二 印 着 工 届 _____ 下記工事は 年 月 日に着工したの で届けます。 記 1. <u>工 事 名</u> 2. 工 事 場 所

⑤様式の変更【重要】

・着工届と同様に、以下様式を変更

監督員通知書、現場代理人及び主任技術者等通知書、貸与品借用書、貸与品返納書、
請負代金額の変更、施設の部分使用同意、工事出来高報告書、現場発生品調書

第11号様式
現場代理人
及び主任技
術者等通知
書

※第28号様
式(着工届)
と同様に改
正。

令和8年10月1日より適用

＜第11号様式・約款10条1項、4項関係＞

当初 変更

現場代理人及び主任技術者等通知書

第 年 月 日 工事(工期 年 月 日～ 年 月 日)について、福島県工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等(主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐)を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

(契約権者)

年 月 日 様

受注者 住 所
氏 名
記

1 現場代理人(通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。)

氏 名	職 位
(年 月 日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。

年 月 日現在、今回契約を締結した工事の工区内において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事(福島県発注以外の公共工事、民間工事を含む)は次のとおりです。

発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和

令和7年2月1日より適用

＜第11号様式・約款10条1項、4項関係＞

当初 変更

現場代理人及び主任技術者等通知書

第 年 月 日 工事(工期 年 月 日～ 年 月 日)について、福島県工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等(主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐)を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

(契約権者)

年 月 日 様

受注者 住 所
氏 名
記

1 現場代理人(通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。)

氏 名	職 位
(年 月 日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。

年 月 日現在、今回契約を締結した工事の工区内において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事(福島県発注以外の公共工事、民間工事を含む)は次のとおりです。

発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和

⑥様式関係の改定

管理基準では「出来形管理図表を作成し管理する」とこととしているが、様式の記入例では、ばらつきの%(率)を記載した場合、「出来形管理図表を不要とすることが可能」となっていたため、作成要件が整合していなかった。

→整合を図り、出来形管理図表の作成不要を削除

様式-82

工事名 (表紙がある場合記入しなくてよい)
工 種 コンクリートブロック工
種 別 コンクリートブロック張り

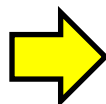
測定結果一覧表

単位を入れる

ちょっと一手間
一工夫

バラツキの%(率)を入れた事例。これにより、「測定結果総括表」、「出来形管理図表」を不要とすることが可能。

測定項目	基準値 H		法長 I		延長 L1		延長 L2		率 (%)			
	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	H	L	L1	L2
No.0	20,000	19,990	10,000	9,992	40,000	39,999	10,000	9,999	-0.5%	-0.1%	-0.5%	-0.1%
No.2	20,000	20,020	10,000	10,010	40,000	40,000	10,000	10,000	+0.1%	+0.1%	+0.0%	+0.0%
No.4	20,000	20,030	10,000	9,992	40,000	40,002	10,000	10,002	+0.1%	+0.1%	+0.0%	+0.0%
No.6	20,000	19,990	10,000	9,999	40,000	40,005	10,000	10,005	-0.5%	-0.5%	+0.1%	+0.1%
No.8	20,000	19,995	10,000	10,002	40,000	40,002	10,000	10,002	-0.2%	+0.0%	+0.0%	+0.0%
No.10	20,000	19,998	10,000	10,001	40,000	39,999	10,000	9,999	-0.1%	+0.0%	-0.1%	-0.1%
No.12	20,000	19,998	10,000	10,000	40,000	39,995	10,000	9,995	-0.1%	+0.0%	-0.5%	-0.5%
No.14	20,000	19,995	10,000	10,001	40,000	39,993	10,000	9,993	-0.2%	+0.0%	-0.7%	-0.7%
No.16	20,000	19,993	10,000	9,998	40,000	40,004	10,000	10,004	-0.1%	+0.0%	+0.1%	+0.1%
No.18	20,000	19,997	10,000	9,995	40,000	40,002	10,000	10,002	-0.2%	-0.3%	+0.0%	+0.0%



様式-82

工事名 (表紙がある場合記入しなくてよい)
工 種 コンクリートブロック工
種 別 コンクリートブロック張り

測定結果一覧表

単位を入れる

測定項目	基準値 H		法長 I		延長 L1		延長 L2		率 (%)			
	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	H	L	L1	L2
No.0	20,000	19,990	10,000	9,992	40,000	39,999	10,000	9,999	-0.5%	-0.1%	-0.5%	-0.1%
No.2	20,000	20,020	10,000	10,010	40,000	40,000	10,000	10,000	+0.1%	+0.1%	+0.0%	+0.0%
No.4	20,000	20,030	10,000	9,992	40,000	40,002	10,000	10,002	+0.1%	+0.1%	+0.0%	+0.0%
No.6	20,000	19,990	10,000	9,999	40,000	40,005	10,000	10,005	-0.5%	-0.5%	+0.1%	+0.1%
No.8	20,000	19,995	10,000	10,002	40,000	40,002	10,000	10,002	-0.2%	+0.0%	+0.0%	+0.0%
No.10	20,000	19,998	10,000	10,001	40,000	39,999	10,000	9,999	-0.1%	+0.0%	-0.1%	-0.1%
No.12	20,000	19,998	10,000	10,000	40,000	39,995	10,000	9,995	-0.1%	+0.0%	-0.5%	-0.5%
No.14	20,000	19,995	10,000	10,001	40,000	39,993	10,000	9,993	-0.2%	+0.0%	-0.7%	-0.7%
No.16	20,000	19,993	10,000	9,998	40,000	40,004	10,000	10,004	-0.1%	+0.0%	+0.1%	+0.1%
No.18	20,000	19,997	10,000	9,995	40,000	40,002	10,000	10,002	-0.2%	-0.3%	+0.0%	+0.0%